別記４

個人情報等取扱特記事項

（基本的事項）

第１　指定管理者は、個人情報及び死者情報（死者に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。）（以下「個人情報等」と総称する。）の保護の重要性を認識し、この契約による業務を処理するための個人情報等の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報等を適正に取り扱わなければならない。

（秘密の保持）

第２　指定管理者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報等をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（使用者への周知）

第３　指定管理者は、その使用する者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による業務に関して知り得た個人情報等をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報等の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。また、個人情報等の取扱いに係る業務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報等の取扱いに関する事項を明記するものとする。

（適正な管理）

第４　指定管理者は、この契約による業務に係る個人情報等の漏洩、滅失、改ざん及びき損の防止その他の個人情報等の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（収集の制限）

第５　指定管理者は、この契約による業務を処理するために個人情報等を収集するときは、当該業務を処理するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

（使用等の禁止）

第６　指定管理者は、仙台市の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報等を当該業務を処理するため以外に使用し、又は第三者に引き渡してはならない。

（複写等の禁止）

第７　指定管理者は、仙台市の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務を処理するために仙台市から貸与された個人情報等が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

（資料等の返還等）

第８　指定管理者は、この契約による業務を処理するために仙台市から貸与され、又は指定管理者が収集し、若しくは作成した個人情報等が記録された資料等を、この契約の終了後直ちに仙台市に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、仙台市が、廃棄又は消去など別の方法を指示したときは、当該方法に従うものとする。

（事故発生時における報告）

第９　指定管理者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに仙台市に報告し、仙台市の指示に従うものとする。委託契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（個人情報等の管理の状況等に係る報告及び実地検査）

第 10　指定管理者は、仙台市が個人情報等の管理の状況等について報告の求め又は実地検査を実施するときは、これに応じなければならない。

（再委託の禁止）

第 11　指定管理者は、この契約による業務を処理するための個人情報等を自ら取り扱うものとし、仙台市の承諾があるときを除き、第三者（委託先の子会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第２条第１項第３号に規定する子会社をいう。）を含む。）に取り扱わせてはならない。

（再委託に係る措置）

第 12　仙台市の承諾を得てこの契約による業務を再委託する場合は、指定管理者は、再委託先における個人情報等の取扱いに関し指定管理者と同等の安全管理措置を講じさせなければならない。また、仙台市が、再委託先における作業の管理体制及び実施体制や個人情報等の管理の状況について確認を要すると判断したときは、指定管理者又は仙台市自らが実地検査を行うこととする。再委託先が再々委託を行う場合以降も同様とする。

（損害賠償責任）

第 13　この契約に違反する事態の発生により個人情報等に係る損害が生じ、当該損害が指定管理者の責に帰する場合は、指定管理者は、その賠償を行わなければならない。